

参考：税額の算出例と寄附金による控除額

課税所得金額が 500 万円の方の例:

$$\text{課税される所得金額} \times \text{税率} - \text{速算表の控除額} = \text{納税額}$$

■ 寄附をしなかった場合 $5,000,000 \text{ 円} \times 20\% - 427,500 \text{ 円} = 572,500 \text{ 円}$

■ 群馬大学基金「学生に対する修学支援に資する事業」に 10 万円寄附された場合

(1) 税額控除を選んだ場合

$$(\text{課税される所得金額} \times \text{税率}) - \text{速算表の控除額} - \{(\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% \} = \text{納税額}$$

$$(5,000,000 \text{ 円} \times 20\%) - 427,500 \text{ 円} - \{(100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% \} = 533,300 \text{ 円}$$

39,200 円 が控除となる

(2) 所得控除を選んだ場合

$$\{ \text{課税される所得金額} - (\text{寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \} \times \text{税率} - \text{速算表の控除額} = \text{納税額}$$

$$\{ 5,000,000 \text{ 円} - (100,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \} \times 20\% - 427,000 \text{ 円} = 552,900 \text{ 円}$$

19,600 円 が控除となる

留意点 ※ 税額控除において、寄附金控除額は寄附金控除前の所得税額の 25%が限度額になります。

※ 両方の控除において、控除対象となる寄附金額は、総所得の 40%に相当する額が限度となります。